

令和3年8月定例

四万十町教育委員会

会議資料

日 時：令和3年8月10日（火）午前9時00分

場 所：四万十町役場本庁東庁舎 2階 町民活動支援室

会 議 次 第

1 開 会

2 教育長あいさつ

3 会議録署名委員の指名

4 議 題

- ① 議案第1号 令和4年度以降に使用する中学校教科用図書の決定について
- ② 議案第2号 指定校区外就学申請の取り扱いについて
- ③ 議案第3号 令和3年度就学等教育支援委員会委員の委嘱及び任命について

5 協議事項

- ① 令和2年度四万十町教育委員会の行政の執行状況の点検・評価について

6 報告事項

7 その他

教 育 長	山脇 光章
委 員	横山 順一、 坂本 維子、 佐々倉 愛、 岡 澄子
事 務 局	浜田 章克、 林 瑞穂、 岡 英祐、 東 孝典

議案第1号

令和4年度以降に使用する中学校教科用図書の決定について

令和3年8月6日付けで高岡地区教科用図書採択協議会から別紙のとおり令和4年度以降に使用する中学校教科用図書の採択結果が報告されましたので、その取り扱いについて委員会の意見を求める。

令和3年8月10日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

参 考

四万十町立小学校及び中学校における校区外就学に関する取扱要綱【抜粋】

(校区外就学)

第2条 四万十町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、児童生徒の保護者から教育委員会が指定する小学校又は中学校（以下「指定校」という。）の変更を希望する旨の申請がなされた場合で、別表に掲げる基準のいずれかに該当するときは、指定校の変更をすることができる。

(申請)

第3条 前条の規定により指定校の変更を希望する保護者は、指定校区外就学申請書（様式第1号）に必要な書類を添付し、教育委員会に申請しなければならない。

(承認)

第4条 教育委員会は、前条に規定する申請書を受理したときは、申請書及び添付書類の内容を審査し、適当であると認められたものについて、指定校の変更を承認するものとする。

別表（第2条関係）

校区外就学基準

No.	区分	事由	対象者	期間	備考（添付書類等）
1	学期途中の転居	四万十町内への転居で、引き続き在籍していた学校に就学させたい場合	小・中 全学年	当該学年の 終了まで	・校区外就学協議書（様式第3号）
2	留守家庭	勤務等により、児童の帰宅時に保護者等が不在であり、児童を祖父母宅、知人、学童保育等へ預けるため、預かり先の住所地の指定校に就学させたい場合	小全学 年	当該学年の 終了まで （1年更 新）	・預かり承諾書（様式第4号） ・在職証明書（様式第5号）
3	転居予定	新築等により、完成後又は購入後の転居が確実であり、転居予定先の指定校に就学させたい場合	小・中 全学年	転居日まで （原則6か 月以内）	・校区外就学協議書（様式第3号） ・建築確認申請書、売買契約書、入居契約書等の転居を確認できる書類
4	住民票のみの異動（住宅融資等）	住民票が居所に無い場合	小・中 全学年	転居日まで （原則6か 月以内）	・校区外就学協議書（様式第3号） ・建築確認申請書等の住宅建築を確認できる書類 ・居住証明書（様式第6号） 又は居住を確認できる書類
5	教育上等の配慮	いじめ、不登校、健康上等の理由により校区外就学が適当であると教育委員会が認めた場合	小・中 全学年	必要と認められる期間	・校区外就学協議書（様式第3号） ・通学を希望する学校長の意見書又は関係機関の意見書等 ・医師の診断書（必要と認められる場合）
6	地理的な理由	学校との距離により教育委員会が特に校区外就学が適当であると認めた場合	小・中 全学年	卒業時まで	
7	その他の事情	No.1から6までに掲げる事由のほか、教育委員会が特に校区外就学が適当であると認めた場合	小・中 全学年	必要と認められる期間	・校区外就学協議書（様式第3号） ・事由要件による。

議案第 3 号

令和 3 年度就学等教育支援委員会委員の委嘱及び任命について

四万十町就学等教育支援委員会規則（平成 18 年教育委員会規則第 10 号）第 3 条の規定により、四万十町就学等教育支援委員会委員の委嘱及び任命を別紙のとおり行うことについて、委員会の意見を求める。

令和 3 年 8 月 1 0 日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

令和3年度 就学等教育支援委員会委員名簿

	委員	区分		所属	役職	氏名	任期
1	任命	1	学識経験者	教育研究所	所長	野村 泰子	R4.3.31
2	任命	1	学識経験者	教育研究所	教育相談員	山崎 一	R4.3.31
3	委嘱	2	医師		医師	澤田 由紀子	R4.3.31
4	委嘱	3	関係教育機関	中村特別支援学校	教諭	大崎 珠紀	R4.3.31
5	委嘱	3	関係教育機関	中村特別支援学校	教諭	富賀 敏充	R4.3.31
6	委嘱	3	関係教育機関	窪川児童福祉協会	事務局長	今西 都美恵	R4.3.31
7	委嘱	3	関係教育機関	田野々小学校	校長	小島 心み子	R4.3.31
8	委嘱	3	関係教育機関	北ノ川中学校	校長	中内 聖二	R4.3.31
9	委嘱	4	関係行政機関	健康福祉課	総括技師兼 保健師兼 障害福祉係長	森 太亮	R4.3.31
10	委嘱	4	関係行政機関	健康福祉課	技幹兼保健師	小松 真紀	R4.3.31
11	任命	5	教育委員会事務局	教育委員会	教育次長	浜田 章克	R4.3.31
12	任命	5	教育委員会事務局	学校教育課	課長	岡 英祐	R4.3.31

参 考

四万十町就学等教育支援委員会規則（抜粋）

（設置）

第1条 障害のある就学予定児及び学齢児童生徒（以下「障害のある児童生徒等」という。）の適切な就学を図るため、四万十町就学等教育支援委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（任務）

第2条 委員会は、四万十町教育委員会（以下「教育委員会」という。）の要請に応じて、次に掲げる事項について調査審議し、助言等を行う。

- （1） 障害のある児童生徒等の適切な就学指導及びこれにかかわる必要な事項に関すること。
- （2） その他障害のある児童生徒等の就学に係る教育相談に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命又は委嘱する。

- （1） 学識経験者
- （2） 医師
- （3） 関係教育機関の職員
- （4） 関係行政機関の職員
- （5） 教育委員会事務局職員

（任期）

第4条 委員の任期は1年とし、再任は妨げない。ただし、補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。